

●「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の受付について  
(二次募集)

(対象：本科4・5年生、専攻科生)

**この給付金は、原則として**

- (1) 「高等教育の就学支援新制度」による授業料減免の対象であること
- (2) 何らかの奨学金制度を利用していること
- (3) 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していること
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学費・生活費を負担されている保護者等の収入が、大幅に減少していること
- (5) 上記を考慮した上で、経済的な理由により学校での修学が困難と学校が認めるもの

**等が条件となっています。(詳細は下記のWEBページを参照してください)**

上記の条件を満たし、給付金の支給を希望される場合は、下記の文部科学省のホームページに掲載されている制度の内容を確認のうえ、申請してください。

**(学校ごとに推薦枠があるため、全ての申請者が採用されるわけではありません。)**

※LINEによる申請書類受付フォームが開設されていますが、当校ではLINEによる申請の受付は行いませんのでご了承ください。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』(文部科学省 Web サイト)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00691.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html)

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)

[https://www.mext.go.jp/content/20200520\\_mxt\\_gakushi01\\_000007321\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf)

**1. 申請方法**

以下の必要書類を、事務室学生係まで提出してください。

受付時間：8時30分～17時15分(11時30分～12時30分は昼休み)

## 2. 必要書類【更新】

※上記 WEB サイトを必ず確認してください

(1) 学生支援緊急給付金申請書【様式 1】

(電話番号欄に、連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。)

(2) 誓約書【様式 2】

(3) 支給要件を満たすことを証明する下記の書類

※「申請の手引き（学生・生徒用）」6 ページ、7 ページ参照

- ① 学費・生活費を負担されている保護者等の課税証明書  
(令和元年中の所得およびそれに対する市県民税額がわかるもの)
- ② 奨学金制度を利用していることがわかるもの（奨学生証など）のコピー
- ③ 預貯金通帳の写し（家庭からの仕送り等が確認できるもの）
- ④ 新型コロナ感染拡大によるアルバイト所得の減少がわかる明細書（減少前・減少後）
- ⑤ アパート等の賃貸契約書の写し

**提出期限：7月22日（水）17:15 必着**

## 3. 給付金額

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (1) 市民税非課税世帯の学生 | 20 万円 |
| (2) 上記以外の学生     | 10 万円 |

## 4. 問い合わせ先

事務室学生係 電話：078-795-3322